

大磯町まちづくり基本計画改訂素案

に対する提案募集の結果について

町では、大磯町まちづくり基本計画改訂素案に対する提案の募集を行いました。いただいた御提案の概要及びそれに対する町の考え方をまとめましたので公表します。御協力ありがとうございました。

1 提案募集の概要

(1) 募集方法

ア 広報おおいそ平成27年11月号への掲載

イ 町のホームページへの掲載

ウ 役場本庁舎、国府支所及び大磯町立図書館で計画案の縦覧及び貸出し

(2) 募集期間 平成27年11月2日(月)から11月30日(月)までの4週間

(3) 提案の提出方法 持参、郵送、ファックス、電子メール

2 提案募集の結果

(1) 提案書提出数 5通

(3) 項目別提案件数 20件

件数の内訳

区分	件数
第1章 一部見直しの考え方	2
第2章 見直し後の全体構想	16
第3章 見直し後の地域別構想	1
その他	1
計	20

3 提案の反映状況

区分	件数
計画に反映したもの	8
計画に既に位置づけられているもの	8
今後の取組等の参考とするもの	3
計画に反映できなかったもの	1

<問い合わせ先> 大磯町都市建設部都市計画課都市計画係
電話 0463-61-4100 内線 221

提案反映の区分 { A : 計画に反映しました B : 計画に既に位置づけられています
C : 今後の取組等の参考にします D : 計画に反映できません
E : その他 }

番号	頁	提案の概要	町の考え方	反映
1	1-1	「大磯らしいまちづくりの目標」は第4次総合計画後期基本計画と共有してもよいのではないか。	まちづくり基本計画は、都市づくりに係る部門別計画を調整し、指針となるもので、総合計画を反映したものであると考えています。しかしながら、次期計画策定に当たっては、関連計画の具体化等において、調整を図っていきます。	B
2	1-6	コンパクトシティ・プラス・ネットワークの必要性が伝わらない。「医療・福祉施設、商業施設や住居がまとまって立地することで、」を削除したほうがよい。	大磯の特徴ある都市全体の構造を見渡しながら、身近な範囲で日常生活が完結することができる大磯らしいコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現が必要であると考えます。	D
3		「(1) 都市構造の基本的な考え方」について、「等」が多くてわかりにくい。	「…町民等の利便性の向上を一体的に取り組むことが必要です。」に変更します。	A
4		「(1) 都市構造の基本的な考え方」について、「…日常生活に必要な…完結することができる」がわかりにくい。	「…日常生活に必要なまちの機能を住まいの近くに集積することにより、身近な範囲で日常生活を完結することができる大磯町らしいまちづくりを進めます。」に変更します。	A
5	2-3	「(1) 都市構造の基本的な考え方」について、「また、将来的には…」についてどういうことか	公共施設の老朽化対策として、現在公共施設等の総合的な管理計画を策定中です。この計画や公共交通ネットワークを考慮した中で新たな都市拠点づくりという検討も進めていくものです。 なお、「将来的には」という表現はなじまないため削除します。	A
6		「1) 拠点とゾーンと軸」について、ゾーンの考え方は総合計画と共有したほうが良いのではないか。	共有しているものと考えます。また、まちづくり基本計画は、町の土地利用計画の基本となるものですので、総合計画を受けて、より詳細なゾーンを計画しています。	B
7	2-4	「3) 骨格的な交通網」について、「この2路線を踏まえて」とはどういう意味か。	適正な表現である「この2路線とあわせて」に変更します。	A

8	2-5	様々な施策や整備方針が記載されているが、これらに目標期限を設定したり、順番付けをしないと実行、実現が難しいのでは。	大磯町まちづくり基本計画は、平成32年度を目標年次としています。今回、別冊として改訂版を作成しますが、まちづくりの目標は本編の目標を達成することを目標として、必要な事項を改訂するものです。	B
9	2-7	第一種低層住居専用地域同様、第一種中高層住居専用地域の建ぺい率、容積率、高さも記載してはどうか。	御指摘のとおり、第一種中高層住居専用地域の建ぺい率、容積率、高さを追加します。	A
10	2-12	「1) 目標」について、総合計画と同様の目標にすればよいのではないか。	御指摘の目標は、緑の基本計画の策定に際し、総合計画の「紺碧の海に緑の生える住みよい大磯」と緑の基本計画の基本理念である「人と自然が共生し、豊かな山の緑と海の恵みを受け、快適な暮らしを営める、水と緑づくり」を将来の方向性とし反映したものです。	B
11		「2) 整備方針【時点修正】」について、①の地域制緑地とはどういう意味か。	風致地区など法律や協定によって、その土地利用を規制することで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的としている緑地等をいいます。 地域制緑地について用語の定義を追加します。	A
12	2-14	眺望点に城山公園の展望台も加えたらどうか。	御指摘の通り、追加いたします。	A
13	2-18	屋外広告物のコントロールの必要性について記述が必要	2-18 ページ 5) 施策の展開「良好な町並み風景の形成」に記載しています。	B
14	2-19	大磯町の東部の市街地は、駅から坂道を降りた国道一号線沿いに長く展開しているのであって、坂を登っていく駅周辺に「生活利便施設等集約化を図り、日常生活に必要な町の機能が身近なところに集積される」ことは、高齢者にとっては、むしろ不便なことではないか。「子育て世代にとって安心して健康で快適な生活をおくれる環境の実現」を考えるなら、二宮町などがやっているように、駅の近くに保育施設を作って、働きながらの子育てに町が支援すればよい。	大磯駅周辺の拠点の範囲は、2-4ページの将来都市構造図にもあるように大磯駅から大磯港に至る範囲としているほか、2-23 ページで記載している通り徒歩、自転車、公共交通機関を連携させたネットワークの形成を図ることとしております。 また、御提案いただきました、保育施設についてですが、社会福祉法人エリザベス・サンダース・ホームに認定こども園が4月に開園する予定です。	B
15		新駐輪場が駅前用地内にできたこと、現東駐輪場を解体することになること、などから主に東駐輪場跡地をめぐる再整備が「改訂」の素案目的と思われますが、大磯駅、そして大磯駅前とその周辺は大磯のステータスを象徴する財産的に重要な場所と考える。再整備の具体的な構想が町民に情報提供のないまま基	素案にはまちづくりの方向性を記載しているものであり、具体的な整備構想は町民の皆様とともに考え、大磯にとってふさわしい玄関口になるよう整備計画の検討を進めていくものと考えています。 整備に当たっては、緑豊かな駅周辺の風景の価値を損なうことのないよう拠	B

		本計画に「再整備検討」を追加するのは手順として違うと思う。	点の整備を進めてまいります。	
16		具体的に「再整備」して「商業地」するというのは、どこなのか。むしろ、町は2-17 ページに記載してある緑豊かな駅周辺の風景の価値をどう活かすかを考えるべきではないか。	素案にはまちづくりの方向性を記載しているものであり、具体的な整備構想は町民の皆様とともに考え、大磯にとってふさわしい玄関口になるよう整備計画の検討を進めていくものと考えています。 整備に当たっては、緑豊かな駅周辺の風景の価値を損なうことのないよう拠点の整備を進めてまいります。	C
17		利便性向上のため、自動車道路を新たに整備するという事は、きわめて重要な事項であり、町・行政が一方的に実施するものとして、許されるべきものではない。	平成18年度に策定した大磯町まちづくり基本計画から位置付けられているもので、町民の皆様と議論を進めてきているものです。御提案については今後の参考とさせていただきます。	C
18	2-23	物理的に接続できない幹線16号線、費用対効果の見込めない(仮)湘南新道、(仮)国府新宿東西線の記述は削除すること。	平成18年度に策定した大磯町まちづくり基本計画から位置付けられているもので、町民の皆様と議論を進めてきているものです。御提案については今後の参考とさせていただくとともに、一部表現を変更し「具体化を図る」とします。	C
19	3-4	「駅及び駅周辺のバリアフリー化」について、駅はバリアフリー化が済んでいるので削除してほしい。また、駅周辺の「可能な範囲での」バリアフリー化と記載してほしい。	御指摘のとおりとします。	A
20	その他	まちづくり基本計画の見直し素案それ自体が、町民の権利として、参画を保証する必要がある。	大磯町まちづくり基本計画は、大磯町まちづくり条例第6条に策定するものと規定されている計画です。 大磯町まちづくり条例第2条には条例の基本理念として、第2項において、「まちづくりは、町民等の参加と適正な手続きにおいて策定された計画により将来像を共有して行わなければならない。」と規定されております。 また、条例第7条に策定手続きが記載されていますので、条例に沿って進めており、本提案募集もその一環です。 なお、条例、大磯町まちづくり条例施行規則及び大磯町まちづくり条例の運用に関する要綱に公聴会の開催も行うことができるよう定めております。	B